

社会福祉法人大泉旭出学園役員等報酬及び旅費規程

(平成29年3月29日理事会議決)

(趣旨)

第1条 社会福祉法人大泉旭出学園役員等の報酬及び旅費等は、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において「役員等」とは、法人の評議員、理事、監事及び評議員選任・解任委員会の委員をいう。

2 この規程において「報酬」とは、役員等がその職責に従い法人の業務を遂行したときに支払われる対価をいう。

3 この規程において「旅費」とは、役員等がその職責を遂行するに当たり必要な交通実費その他の費用をいう。

(報酬等)

第3条 役員等が職務を遂行したときは、次の表に定める報酬及び交通費を支払う。なお、定款第13条第4項及び定款第26条第2項に定める書面又は電磁的議決権の行使についても同額の報酬を支払うものとする。ただし、法人の常勤職員を兼ねる役員等については、この限りではない。

職務内容	役職名	報酬の額	交通費の額	備考
評議員会	評議員	1日につき 10,000円	実費	日当は、支給しない。
	理事	1日につき 10,000円		
	監事	1日につき 10,000円		
理事会	理事 監事	1日につき 10,000円	実費	日当は、支給しない。
会計監査及び行政監査等の立会い	監事	1日につき 20,000円	実費	日当は、支給しない。
評議員選任・解任委員会	委員	1日につき 10,000円	実費	日当は、支給しない。

2 役員等が法人の委嘱により管外出張をしたときは、旅費、宿泊費（1泊2万円を限度とする。）その他必要経費を支給する。ただし、日当は、支給しない。

3 特別の事情により、第1項の基準によりがたい場合は、理事長が定める額とする。

(報酬及び交通費の支給方法)

第4条 役員等に対する報酬及び交通費は、前条に定める職務の遂行の都度に支払うものとする。

- 2 報酬及び交通費は現金により本人に支払うものとする。
- 3 報酬及び交通費は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支払うものとする。

(改正)

第5条 本規程の改廃は、理事会及び評議員会の議決を経なければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行し、評議員選任・解任委員会については、平成29年2月13日から適用する。
- 2 社会福祉法人大泉旭出学園役員等報酬及び旅費規程（平成14年10月28日施行）は、廃止する。
- 3 この一部改正は、平成29年7月31日から適用する。
- 4 この一部改正は、令和2年6月17日から適用する。